

## 日本スケート連盟から ISU への抗議文和訳 1

2003 年 3 月 25 日

3 月 13 日付けで日本スケート連盟が ISU に対して発表した抗議文書の和訳は以下の通り：

2003 年 3 月 13 日、日本スケート連盟理事会は会議を開き、日本スケート連盟とその所属団体に対して極めて重要な各種の問題に付いて国際スケート連盟の理事会に対して抗議文を提出する事を全会一致で決定した。

この抗議文に含まれているのは、ISU2002 年版の組織規程の第 121 条 3 項での不適切な提案に対する抗議である。本抗議文には公式 ISU 書類を形成する証拠が含まれており、その ISU 書類には問題となる事態が総会によって「プロジェクト」として検討され承認されたものであって、規程としてではなかった事を示している。抗議文書が更に指摘している事は、規程(第 121 条第 3 項)を採択する権限を理事会に委任する事は ISU 組織規程の違反という点である。

本抗議文に更に含まれている事は、2002 年 12 月 27 日付けの ISU コミュニケーション No.1197 は (a) フィギュアスケATINGの特別規程、アイスダンスの特別規程及びシンクロナイズトスケATINGの特別規程に違反した手続を示していると共に (b) これらの規程を理事会が総会の措置なしに、且つ ISU 組織規程による権限無しに撤回または変更せんとしていることである。ソルトレークシティーオリンピックでの経験によって、不適切なジャッジングの今後の発生を最小限に止め (または防ぐ) 為の措置を ISU が採るよう促すべきだった。しかしそうではなく、ISU コミュニケーション No.1197 に示されている秘密の手続は単に、かかるジャッジングの不適切が世間に知られるのを最小限にとどめる (または防ぐ) ものである。それはスポーツの基本原則を侮辱するものであり、且つ ISU 組織規程と特別規定違反である。

## 日本スケート連盟から ISU への抗議文和訳 2

2003 年 3 月 25 日

最後の点として日本スケート連盟は、NHK 杯国際フィギュアスケート競技会に於いて、「プロジェクト」システムを採用する為に、規程第 367 条 (フィギュア) 及び第 551 条 (アイスダンス) による申告書を提出する事を確認したが、但し前提条件として (1) グランプリシリーズ競技会の他の主管メンバーが同調する事と (2) かかる採用の為の申告書総てがこれらの規程に従って承認される事を求めている。日本スケート連盟としては、これらの規程に従って提出された申告書が「プロジェクト」システムの採用のみの為のものとするか、或いは既存の規程に示されているシステムと併存させる為のものとするか未決定である。日本スケート連盟が国際スケート連盟理事会宛てに示した事は、前シーズンに秘密の手続 (これはその後 ISU コミュニケーション No.1197 によって示された) によって実施された NHK 杯国際フィギュアスケート競技会の結果の正確性については責任を負わないという事である。

日本スケート連盟は国際スケート連盟加盟の統一メンバーで、スピードとフィギュアの双方を代表している。日本スケート連盟は国際スケート連盟の組織規程と諸規定の下で日本スケート連盟の権利と権威を維持する為にあらゆる注意深い措置を取る義務を負っていると確信している。日本スケート連盟は本件抗議文の提出によって ISU 組織規程と諸規定の違反として今回示した措置を取り下げ、廃棄する為の国際スケート連盟理事会の速やか且つ決定的な投票が行われるものと期待している。日本スケート連盟は本件を引き続き注視していくつもりである。